

令和6年度「青森県・弘前市」連携融資制度

青森県特別保証融資制度 市による補助のご案内

弘前市では、青森県特別保証融資制度の利用者を対象に利子補給や信用保証料補助を行います。
※「事業者選択型経営者保証非提供制度」による保証料の上乗せ分は補助対象外とします。

1 弘前市内で創業するかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（創業）
- ◎対象者 市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、または市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から1年間の利子を全額補助」及び信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）
※スタートアップ創出枠の場合は、信用保証料の上乗せ分（0.2%）は補助対象外

2 空き店舗で開業するかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（空き店舗活用チャレンジ融資）
- ◎対象者 市内の中心市街地区域内にある商店街等(※)の空き店舗において開業する中小企業者で、地域商店街等活性化への取組として市の認定を受けたもの
- ◎補助対象融資 融資額 3,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から5年間の利子を全額補助」及び「信用保証料の50%を補助」
- ※対象となる商店街等 駅前、大町、土手町（上土手、中土手、下土手）、百石町、親方町の商店街・商店会

3 賃金引上げ取り組むかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（賃金引上げに資する取組）
- ◎対象者 コスト削減や既存商品・サービスの改良、人材育成などの賃金引上げに取り組む市内の中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

4 物流の2024年問題の解決に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（物流の2024年問題の解決への取組）
- ◎対象者 設備導入や物流拠点の建設、労働時間短縮や予約受付システム構築・導入などの業務効率化に取り組む市内の中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

5 事業継続や経営の安定又は事業再生に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県経営安定化サポート資金（経営安定枠）
- ◎対象者 売上債権回収の長期化、原油・物価高騰等の影響などにより、売上高等が減少しており、事業活動に影響を受けている中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの（融資期間7年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（弘前市が全額を補助）

6 既往借入金の借換えにより資金繰りの円滑化に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県伴走支援型借換資金
- ◎対象者 青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある市内の中小企業者で売上高や売上高総利益率が5%以上減少しており、経営行動に係る計画を策定・実行するもの
- ◎補助対象融資 融資額2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（弘前市が全額を補助）

◎上記補助の対象となる融資の実行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、県の各種融資を利用することは可能です（所定の保証料等は自己負担となります）。

〈お問い合わせ先〉

◎信用保証料補助及び利子補給に関すること…弘前市商工労政課商業振興係 電話 0172-35-1135

◎青森県特別保証融資制度に関すること……青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368

〈連携融資制度に関するQ&A〉

Q1 弘前市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く（または置こうとする）事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が弘前市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

Q2 「1 弘前市内で創業するかた」について、融資額が1,000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2 信用保証料の補助対象となる融資は、融資額1,000万円以内に限られます。
ただし、例えば、融資額1,500万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と、補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について、信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q3 「2 空き店舗で開業するかた」について、融資期間が5年を超える場合でも融資対象になりますか？

A3 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）の融資期間は運転資金10年以内、設備資金15年以内であり、このうち、貸付当初から5年間の利子については弘前市が全額を補助し、5年を超える分については、全額自己負担です。

Q4 「青森県・弘前市」連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込ください。
ただし、「空き店舗で開業するかた」については、事前に弘前市商工労政課商業振興係へご相談ください。

※青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行*、東北銀行*、七十七銀行*、秋田銀行、北日本銀行*、みずほ銀行*、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合*、商工組合中央金庫*、東日本信用漁業協同組合連合会*

（*印の金融機関は、市補助「創業するかた」「空き店舗で開業するかた」は対象外です）